

先ず大橋川拡幅事業についてお尋ねします。

事業実施に「異存なし」と回答したいとの市長のコメントを聞き、本当に呆れました。「大海崎・森山二つの堤防の開削が必要という、これまでの米子市の姿勢が全くないからです。

30年に及ぶ米子市とその周辺の住民の、美しい豊かな中海を取り戻そうという運動、これは市民投票の条例制定を決めた4万4千筆の署名運動に発展し、今も続く米子市周辺住民の願いです。その願いと米子市長・市議会の重ねてきた努力、それを投げ捨てるものです。

弓浜半島の農家、そして加茂川沿いの住民などが、干陸淡水化事業と堤防建設により、30年近く被害を受け続けています。そして大橋川拡幅で、被害が増えるのを心配しています。まず何より市民の心配の解決を考えるのが、米子市長の責任ではないか。いかがお考えですか。

市長が示された同意の3条件について伺います。

第一に環境調査です。市長は平成20年12月に国土交通省の出した最終とりまとめにより、環境保全上の見地からは特段の意見はなし、と言われました。しかし、平成13年の鳥取・島根両県知事の確認書には、「本庄工区の堤防が開削された場合の中海・宍道湖への影響及び大橋川拡幅工事が環境へ与える種々の環境影響調査」と書かれており、ここでの調査とは堤防開削後の大橋川拡幅の影響調査です。H20年の取りまとめは、森山堤60メートル開削すらされていない、確認書にある環境調査の要件に合わないと考えますが、市長の見解を求めます。

二つ目には、本庄工区の堤防開削についてです。島根・鳥取両県知事が、森山堤のみ、60m開削を決めた時、平成17年2月に野坂米子市長の出された鳥取県への要望書、そして米子・境港両市議会連名の要望書には、森山堤60m開削でたりず、大海崎堤防も開削が必要と書かれています。2堤防の開削は必要が米子市の立場です。そして、その立場に今も違いはないというのが、9月議会の私の質問への答えでした。

では森山堤の60m開削のモニタリングの結果もまだ明らかにならない現状で、なぜ拡幅事業に躊躇なく同意できるのか、「2堤防開削」は必要ないのか、市長、よく分かるように説明して下さい。

三つ目、「中海護岸」です。

中海の護岸は大橋川拡幅工事を進めたい国土交通省が、その条件づくりのために出してきています。米子市も護岸整備の要望を出しています。しかし、護岸整備は河川管理者として国土交通省の本来の仕事です。護岸をすすめるから「同意せよ」と圧力を掛けるべきではありません。

以上、この「3条件」を満たしたいという見解には、全く賛成できません。私の疑問・反論についての市長の意見を求めます。

次に、大橋川拡幅事業そのものの問題です。松江市民の安全は大切です。しかし当の松江

市でも、この事業に根強い反対があります。反対の理由は

- ①水害対策なら、護岸整備や拡幅よりも内水対策が必要。
- ②大橋川上流部の歴史的景観を壊してはならない。
- ③工事に掛かる10年近い年月で、観光が衰退する。
- ④既に着工し完成間近な二つのダムと放水路で治水は十分。
- ⑤拡幅により宍道湖固有の生物の生存が危ぶまれる。
- ⑥これ以上の税金を投入すべき必要性がない。

これら松江市民の反対意見を承知されていますか。もっと慎重に検討すべきとは考えませんか。市長、お答え下さい。

三番目、斐伊川・神戸川流域、宍道湖、大橋川、中海、境水道と繋がる斐伊川水系全体を考える時、中海の閉鎖的な状況は、水系全体とその周辺地域に大きな影響を及ぼすと考えられます。国土交通省も中海の汚染の最大の原因は閉鎖性にあると中海自然再生協議会で述べられました。また大橋川拡幅で中海の汚染は宍道湖に広がります。

また中海で稚魚の育たなくなったことが、境港、美保関、淀江などの漁業におおきな打撃を与えていると漁をする人は言っています。きれいで豊かな中海を、堤防開削で取り戻すことは、米子市のみならず、鳥取・島根両県の水産漁業のため、そして一刻を争う自然回復の仕事ではないでしょうか。

2 堤防開削が必要という立場に変わりがないのであれば、今こそH17年以来一度も表明されずにきたその立場を明言し、県への回答に書き込んで下さい。そして2 堤防開削後に大橋川改修の検討をすると要望することを求めます。市長、お答え下さい。

次に、国民健康保険と医療費窓口負担について質問します。やや質問順序が通告と異なりますが、よろしくお願ひします。

1) 先ず、高すぎる国保料について、引き下げを求めます。

米子市の国保加入世帯数は、21年10月現在で22,769世帯、全世帯数の36.5%です。そしてその半数11,061が法定軽減の世帯です。減免は7割、5割、2割、特例の9割とありますが、2割減の例で考えれば、その基準の総所得が、33万+35万×世帯の被保険者数ですから、4人家族であれば173万円。ひと月14万余り、4人暮らすには厳しい数字です。独りであれば88万円。国保世帯の平均年収は、20年度は887,837円、21年度841,585円です。1世帯の平均人数は(約1.6人)ですから、減免対象でない半数の世帯の収入も、軽減世帯に負けない程低い世帯が多い訳です。

国保世帯の職業構成は、厚労省資料でS40年には、農林水産業・自営業合わせて67.5%、被用者、無職ほかが32.5%だったものが、H18年では農林水産業、自営業が18.5%、被用者、無職ほかで81.5%と逆転しました。そして加入者の平均年間所得は131万で政管健

保と組合健保はそれぞれ229万、370万円です。保険料率は国保11.8%、政管7.4%、組合5.1%と比べ負担が重くなっています。

この状況に昨年からの経済危機が拍車をかけました。今、国民皆保険の本旨から考え、国民健康保険の保険料は引き下げること、国庫負担の割合を現在の27.1%から、せめて1984年当時の49.8%へ戻し、加入者の負担を軽くすること、払える保険料へと引き下げが必要と思いますが、いかがですか。国に負担増を求めながら、一般財源も繰り入れ、払える保険料の水準に引き下げる考えはありませんか。

2) この厳しい状況で、1/3以上を滞納している滞納世帯には短期証が発行されます。

10月末現在の発行数は2,366世帯ですが、納付状況のよくない世帯には、保険証を送付せず、窓口で納付相談に来られ、なにがしかの納付があつて初めて、保険証を打ち出して渡すそうです。そうすると保険証が手元にない世帯が相当数ある訳ですね、この数保険証が手元にない世帯はいくらありますか。そして、10月待つの時点で8月末までの保険証発行の世帯が546あり、検討中といいますが、この546世帯も手元に保険証を持たない訳ですね。お答え下さい。

3) 資格証明書に付いて伺います。

資格証の方が病気になる窓口で相談に来られても、分納相談し、いくらかを払わないと保険証の発行しない、すぐには出さないと聞きました。

被保険者の実態にこころを留め、納付出来るよう解決を図ることは必要ですが、医療の給付を、納付と引き替えにすることは、憲法25条の精神からみて、住民の健康いのちを守る自治体がしてはならないと考えます。

保険証の発行は直ちに、そして調査等はその後にされることを求めます。

4) 国民健康保険法44条の窓口負担軽減について

この44条の施行規則は、保険料の減免基準とほとんど変わらず、そのため、この制度は全く使われていないと聞きました。

しかし、加入世帯の半数が保険料軽減対象となっているのですから、その世帯はこの44条に該当します。これら低所得世帯では保険料を払っても医療費までは払えず、受診抑制が進んでいます。

この法定減免の対象者に、窓口負担を軽減出来る44条を周知徹底し、活用を図ってください。又国にこの制度に対する財政支援を求めて下さい。どうでしょうか。

以上壇上での質問をおわりますが、答弁を頂いて後、再質問させていただきます。

